

令和6年度「奥州市建設関連業務」入札参加資格審査申請について

令和6年度において、奥州市が発注する建設関連業務の入札に参加しようとする方は、次のとおり申請の手続きを行ってください。

1 指名競争入札参加資格基準

(1) 資格要件

資格審査を受ける者は、次のいずれにも該当しなければなりません。

- ア 申請しようとする業務に関し、法律上必要とする登録を受けていること。
- イ 申請日時時点で、営業年数が1年以上であること。
- ウ 申請しようとする業種に、業務実績があること。

(2) 欠格要件

次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができません。

- ア 契約を締結する能力を有しない者
- イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）第7条に規定する暴力団関係者
- エ 納税証明書の提出を要する税目に未納がある者
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請している者
- カ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に違反している者
- キ 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年間を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にした者
 - (イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 提出書類

(1) 入札参加資格審査申請書

市ホームページの競争入札参加資格審査申請受付システム（以下「受付システム」という。）より申請（以下「通常申請」という。）してください。

(2) 使用印鑑届兼委任状

(3) 納税証明書（写）

次の税について、該当する全ての証明書の写しを提出してください。ただし、発行後3か月以内のものに限ります。

ア 国の税に係る証明書

消費税及び地方消費税、法人税並びに申告所得税について未納税額のないことの証明書です。税務署で発行する証明書で、個人の場合は「その3の2」、法人の場合は「その3の3」を提出してください。

※ 国税の納税証明書は、インターネット等を利用して自宅や勤務先から交付請求することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

イ 奥州市の市税に係る証明書

奥州市の市税（法人市民税、個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）の「未納がないことの証明書」については、奥州市役所財務部納税課、江刺総合支所及び胆沢総合支所においては市民生活グループ、前沢総合支所及び衣川総合支所においては市民福祉グループで交付しています。窓口で「入札参加資格申請のために『未納がないことの証明書』を交付して欲しい」とお話してください。

(4) 商業登記簿謄本（全部事項証明書）（写）又は身分証明書（写）

ア 〔法人の場合〕商業登記簿謄本（全部事項証明書）（法務局で発行したもので、発行後3か月以内のものに限ります。）

イ 〔個人の場合〕身分証明書（本籍地の市区町村役場の戸籍担当課（奥州市は本庁市民環境部市民課、江刺総合支所及び胆沢総合支所においては市民生活グループ、前沢総合支所及び衣川総合支所においては市民福祉グループ）で発行したもので、発行後3か月以内のものに限ります。）

(5) 財務諸表

直近1営業年度の次の書類を提出してください。

ア 〔法人の場合〕貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類

イ 〔個人の場合〕売上高及び自己資本額が確認できる書類（確定申告書及びこれに添付した貸借対照表の写し等）

(6) 営業に関する登録証明書（写）

ア 測量、建築関係建設コンサルタント等法律上必要とする登録等の証明書の写しを提出してください。

イ 建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程及び補償コンサルタント登録規程による登録を受けている方は、登録の通知の写しを提出してください。

3 提出書類の様式等

(1) 提出書類の様式

各書類の様式は、以下のとおりです。

No	提出書類名	様式番号	備考
1	入札参加資格審査申請書		受付システムより申請してください
2	使用印鑑届兼委任状	様式第1号	
3	国の税及び奥州市の市税に係る納税証明書（写）		
4	商業登記簿謄本（全部事項証明書）（写）又は身分証明書（写）		
5	財務諸表	財務諸表	任意様式（1年分）
6	営業に関する登録証明書（写）		

4 申請書の受付期間等

(1) 受付期間

令和5年11月1日（水）から令和5年11月30日（木）までの間で、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く日の午前8時30分から午後9時まで受付システムが稼働します。

5 奥州市建設関連業務資格者名簿への登載

市内に本店を有する者及び市内営業所に対する入札・契約事務に係る委任状を提出する者については、希望する業務の直近1営業年度における営業実績、財務状況、有資格技術者数等の客観的事項について行う審査の結果に基づき資格者名簿へ登載します。

資格者名簿に登載するのは、市内本店を有する者又は市内営業所に対する委任状を提出する者です。

6 奥州市建設関連業務資格者名簿に登載した場合の通知

資格者名簿に登載した場合は、その業務種別を通知します。

7 奥州市建設関連業務資格者名簿の有効期間

令和6年7月1日から令和7年6月30日までが有効期間です。ただし、この名簿を作成してから次の名簿ができるまでの期間は有効とします。

8 提出書類記載事項の変更届

申請書等提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、その都度受付システムにおいて、変更申請することとし、適宜添付書類を更新すること。

- (1) 本店等の所在地、電話番号等を変更した場合
- (2) 商号又は名称を変更した場合
- (3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名を変更した場合
- (4) 受任者を変更した場合
- (5) その他提出書類の記載事項に重大な変更があった場合

9 承継等による申請

申請書提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、届出が必要となります。提出書類等詳細については、10その他(2)「申請に関する問合せ先」にお問い合わせください。

- (1) 個人から法人となり承継をした場合
- (2) 個人事業主の死亡等により承継をした場合
- (3) 法人が合併等により承継をした場合

10 その他

(1) 当該申請の有効期間内において、随時受付は行いません。

(2) 申請に関する問合せ先

奥州市財務部財政課契約係

【電話】 0197-34-1767

【FAX】 0197-23-5240

【mail】 keiyaku@city.oshu.iwate.jp

「上下水道部」及び「医療局（総合水沢病院、まごころ病院、前沢診療所、衣川診療所及び衣川歯科診療所）」への申請書の提出は不要です。